

海老名市障害者控除対象者認定要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、海老名市福祉事務所長（以下「所長」という。）が、精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の者のうち所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第10条第1項第7号及び同条第2項第6号並びに地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条第7号及び第7条の15の7第6号に規定する者（以下これらを「対象者」という。）として認定することに関し必要な事項を定めるものとする。

（認定要件）

第2条 所長が対象者として認定する要件は、別表のとおりとする。

（認定申請）

第3条 対象者であることの認定を受けようとする者（以下「申請者」という）は、海老名市障害者控除対象者認定申請書（第1号様式）により所長に申請しなければならない。ただし、翌年度以降申請書を省略することにつき、同意を得られた場合はこの限りではない。

（認定証明書の交付）

第4条 所長は、前条の規定による申請があったとき（同条ただし書きの規定により申請を省略するときを含む）はその内容を審査し、対象者に該当すると認めたときは海老名市障害者控除対象者認定証明書（第2号様式）を申請者（同条ただし書きの規定により申請する者を含む。以下同様。）に交付し、対象者に該当しないと認めたときは海老名市障害者控除対象者非該当通知書（第3号様式）を申請者に通知するものとする。

（認定の取消し）

第5条 所長は、対象者としての認定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その認定を取り消すことができる。

（1）虚偽の申請により認定を受けたとき。

(2) 別表に規定する認定内容に該当しなくなったとき。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

＜平成24年4月1日・制定＞

＜平成25年10月1日・一部改正＞

＜平成30年4月1日・一部改正＞

＜令和3年4月1日・一部改正＞

＜令和4年10月1日・一部改正＞

＜令和5年12月1日・一部改正＞

別表（第2条関係）

認定内容		認定要件（要介護度及び日常生活自立度）
障 害 者	1 知的障害者 （重度以外）に 準ずる。	基準日現在、(1)及び(2)の状態であること。ただし、特別障害者に該当する者を除く。 (1) 介護認定の要介護度が要介護1以上であること。 (2) 誰かが注意していれば自立できるが、日常生活に支障を来すような症状・行動又は意思疎通の困難さが多少見られる。
	2 身体障害者 （3級～6級） に準ずる。	基準日現在、(1)及び(2)の状態であること。ただし、特別障害者に該当する者を除く。 (1) 介護認定の要介護度が要介護1以上であること。 (2) 屋内での生活はおおむね自立しているが、外出には介助を要する。
特 別 障 害 者	1 知的障害者 （重度）に準ず る。	基準日現在、(1)及び(2)の状態であること。 (1) 介護認定の要介護度が要介護4又は要介護5であること。 (2) 日常生活（着替え、食事、排せつ等）に支障を来たすような症状・行動又は意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする状態であること。
	2 身体障害者 （1級・2級） に準ずる。	基準日現在、(1)及び(2)の状態であること。 (1) 介護認定の要介護度が要介護4又は要介護5であること。 (2) 日中はベッド上での生活が主体であるが、座位を保つことができる。食事、排せつはベッドから離れて行い、車椅子に移乗するとき、介助を必要とする状態であること、又はそれ以上の身体的介助が必要であること。
	3 ねたきり高齢 者	基準日現在、(1)及び(2)の状態であること。 (1) 介護認定の要介護度が要介護4又は要介護5であること。 (2) 基準日までに6月以上継続して、身体の障がいにより寝たきりの状態で、複雑な介護を必要とする状態であること。

備考

- 1 基準日は、所得税又は市・県民税の申告に係る控除対象年の12月31日とする。
- 2 対象者が所得税又は市・県民税の申告に係る控除対象年の途中で死亡した場合は、その死亡した日を基準日とする。

海老名市障害者控除対象者認定申請書

年 月 日

海老名市福祉事務所長 殿

〒

申請者 住 所
(フリガナ)

氏 名

電話番号

対象者との続柄

所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第10条第 1 項第 7 号及び同条第 2 項第 6 号並びに
地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第 7 条第 7 号及び、第 7 条の15の 7 第 6 号に定める
障害者 ・ 特別障害者 として認定を受けたいので申請します。

※太枠内及び同意欄をご記入下さい

対象者	住 所	海老名市						
	フリガナ							
	氏 名							
	生年月日	大正 昭和	年	月	日	性 別	男 ・ 女	
	※対象者が死亡されている場合は、死亡日を記入						年	月
介護保険被保険者証の番号								

※申告をする年度のみ記入してください						
申告年	年	年	年	年	年	年

※介護保険者証を確認して記入してください						
要介護度 状態区分等						
認定の 有効期間	年 月 日 ） 年 月 日	年 月 日 ） 年 月 日	年 月 日 ） 年 月 日	年 月 日 ） 年 月 日	年 月 日 ） 年 月 日	年 月 日 ） 年 月 日

【 申請時に必要なもの 】 ☐ 申請者の顔写真付き身分証明書（運転免許証など）
※ 郵送申請はコピー添付 ☐ 対象者の介護保険者証

認定にあたり、私(対象者)の介護保険要介護認定資料等を調査確認することに同意します。
また、翌年度以降の申請を省略し、必要に応じて同様の調査確認することに同意します。

対象者氏名(自署)
対象者が自署困難な場合
代署者氏名(自署) (続柄)

<市処理欄>

申請者本人確認		☐ 免許証 ☐ マイナンバーカード ☐ その他 ()					
台帳No.				区 分		認知度 寝たきり 度	
AGK	市	備考		遡り 用			

海老名市障害者控除対象者認定証明書

第 号

年 月 日

海老名市福祉事務所長

下記の者を、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第10条第1項第7号及び同条第2項第6号並びに地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条第7号及び第7条の15の7第6号に定める 障害者 ・ 特別障害者 として認定したことを証明する。

記

申請者	住 所			
	氏 名			
対象者	住 所			
	氏 名			
	生 年 月 日		性 別	
認定理由	障 害 者	1	知的障害者（重度以外）に準ずる。	
		2	身体障害者（3級～6級）に準ずる。	
	特別障害者	1	知的障害者（重度）に準ずる。	
		2	身体障害者（1級・2級）に準ずる。	
		3	ねたきり高齢者	
認定基準日				

（注） 申請者は、対象者の認定内容に変更・消滅が生じた場合、速やかに海老名市福祉事務所長にその旨を報告しなければならない。

（教示）

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、海老名市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、海老名市を被告として、横浜地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

海老名市障害者控除対象者非該当通知書

第 号

年 月 日

海老名市福祉事務所長

年 月 日 付けで申請の障害者控除対象者の認定に関しまして
非該当であるため通知します。

対 象 者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
認 定 し な い 理 由		

（教示）

1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、海老名市長に対して審査請求をすることができます。

2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、海老名市を被告として、横浜地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。